

| | | | | | | | | | | |
|---------|-------------|-------------|-------------|----|-----------------|--------------|--------------|--------------|--------------|-------|
| 政令市・特別区 | 市 20万人以上 | 市 10万人以上 | 市 10万人未満 | 町村 | 40%以上 | 35~40% 未満 | 30~35% 未満 | 25~30% 未満 | 20~25% 未満 | 20%未満 |
| 人口 | | | | | 高齢化率（65歳以上人口割合） | | | | | |

| | | | |
|-------|---------------------------------|----|-----------|
| 自治体名 | 兵庫県たつの市、赤穂市、相生市、宍粟市、太子町、上郡町、佐用町 | 区分 | 広域・委託（社協） |
| キーワード | 市民後見人 | | |

4市3町の連携による市民後見人の養成

I. 概要

1. 自治体概要

| | |
|-----------------|-------------------------|
| 人口 | 257,095人 |
| 面積 | 1,567.06km ² |
| 高齢化率 | 32.9% |
| 地域包括支援センター | 7か所 |
| 日常生活自立支援事業利用者数 | 86人 |
| 障害者相談支援事業所 | 20か所 |
| 療育手帳所持者数 | 2,669人 |
| 精神障害者保健福祉手帳取得者数 | 1,399人 |

(2018年度末時点、利用者は2018年度実績)



2. 成年後見制度の関連状況

① 成年後見制度利用者数

| 利用者数(合計) | 後見 | 保佐 | 補助 | 任意後見 |
|----------|------|-----|-----|------|
| 478人 | 380人 | 71人 | 23人 | 4人 |

(2019年7月31日時点)

② 市長申立て件数

| 年度 | 2016年 | 2017年 | 2018年 | 2019年 (8月末時点) |
|----|-------|-------|-------|------------------|
| 件数 | 10件 | 6件 | 5件 | 2件 |
| 内訳 | 高齢者 | 9件 | 5件 | 3件 |
| | 障害者 | 1件 | 1件 | 2件 |

③ 市民後見人養成状況等

| 養成者数(累計) | 後見受任者数 | 法人後見支援員(実働数) | 日常生活自立支援事業生活支援員(実働数) |
|----------|--------|--------------|----------------------|
| 61人 | 2人 | 0人 | 0人 |

(2018年度末時点)

3. 事例のポイント

▶ 広域整備への手順

4市3町が連携するために、連絡会、設立準備委員会を立ち上げ、メリット・デメリットと対応策を含め情報共有。

▶ 広域整備のデメリットの軽減策

広域整備によるデメリット（センターまで遠く時間がかかる等）を、市町による一次相談、センターによる二次相談という2段階の相談体制や、研修実施会場の持ち回り方式等により軽減。

▶ センターの委託先は1社協に

設立準備委員会では、センターの委託先についても議論。業務内容や配置されている職員の属性等を踏まえ、1社協に委託することが望ましいと結論づけた。

| | |
|----------|-------------------------------|
| 既存機関の活用 | 計画の策定 |
| 条例の制定 | 取組 定住自立圏域 |
| 支援検討 | 広報・相談、 窓口周知 |
| 調整 | 相談受付の工夫 |
| 他制度との連携 | 受任調整会議 |
| 市町村長申立 | 後見人候補者 推薦 |
| 市民後見人養成 | 親族申立の 相談・支援 |
| 法人後見 | 親族後見人支援 |
| 活用 | 補助・保佐の 活用 |
| 任意後見制度 | モニタリング・ バックアップ |
| 取り扱い | 意思決定支援 の設置 |
| 連携 | 協議体、合議体 の設置 |
| 連携 | 当事者団体との 連携 |
| 不正防止(効果) | 家裁との連携 連携 専門職団体との 連携 |

Ⅱ. 中核機関立上げのプロセス

| 時 期 | 概 要 |
|--------------|--|
| 2011 (H23) 年 | 西播磨4市3町の担当会で会議 権利擁護の広域での体制整備について協議。 |
| 2012 (H24) 年 | 西播磨圏域における市民後見担当者連絡会を立上げ。 Point 1 2か月に1回非公式で広域での体制整備のための連絡会を開催。 |
| 2014 (H26) 年 | 西播磨成年後見支援センター設立準備委員会を立上げ。 |
| 2015 (H27) 年 | 西播磨における後見等に係る体制の整備に関する意見書(まとめ)を4市3町に提出。 Point 2 |
| 2016 (H28) 年 | (4月) 4市3町とたつの市社協とで委託契約を締結。 (5月) 西播磨成年後見支援センター設立。 |
| 2017 (H29) 年 | 初の市民後見人選任。 |



POINT

Point 1

H24年、市民後見担当者連絡会を立ち上げ、はじめは県、県社協も交えて、勉強会、視察を実施しました。その後担当者レベルの「作業部会」で課題を整理、管理職を加えた「全体会」で課題について管理職へ発表…という行程を交互に行い、広域実施のメリット・デメリット、センターの必要性和イメージの共有を図りました。

Point 2

4市3町は設立準備委員会から提出された意見書を受けて、センター設立に向けて目的／事業内容／事業の実施方法(委託先・呼称)／経費の負担(均等割・人口割)等についての協定書を締結しました。

市民後見人の養成・支援に取りくんだ きっかけを教えてください

ちょうど2010(H22)年頃、2025年問題がテーマとなっており、認知症高齢者の急激な増加が予想されていました。今後成年後見制度を必要とする方が増加することを考え、大阪市における市民後見人の養成・活動支援の取組を視察しました。

その結果、増加するニーズに対し、専門職だけに頼るのではなく、市民後見人による身上監護の側面に配慮した手厚い支援があると、より制度を必要とする方のニーズに対応できるのではないか、と考えたことがきっかけです。



Ⅲ. 西播磨における体制の特徴について

1. 広域の中核機関の体制づくり

成年後見に関する西播磨地域の取組としては、2011（H23）年、たつの市で最初に市民後見人の養成研修を始めたことが端緒となります。市民後見人養成研修は成年後見制度の市民に対する普及啓発という意味合いもありましたが、同時に、兵庫県のお市町においても同様の市民後見人養成研修の広がりがみられました。

同時期、太子町では、自治体だけでの権利擁護支援に限界があることから、大阪市の身近な地域で市民後見人養成を目指す取組を参考とし、太子町での実現を検討しました。しかし、町単独では養成後の支援体制を整備することが困難なことから、たつの市に広域での市民後見人養成研修の実施を打診したのが連携のきっかけとなりました。そして、近隣で同様の課題を持つ市町にも声をかけ、西播磨7市町で連携して成年後見に関する取組みを協議する「連絡会」を開始しました。

■広域事業のメリット・デメリットを整理

連絡会において広域で成年後見センターの設置

や事業実施にかかるメリット・デメリットを議論した結果、メリットとして、財政負担、サービスの均一化、情報・ノウハウ・経験の共有化、専門職の人材確保等が可能となること^があげられました。一方、デメリットとして、活動範囲が広いことによる職員の移動、研修開催地と受講者の居住地との距離等^があげられています。

これに対しては、一次相談窓口は各市町で行い、困難又は専門性を要する内容については広域のセンターで対応すること、市民後見人養成研修の開催地は年度ごとに持ち回りにする等の方向が整理されました。

■設立準備委員会

連絡会における協議を受け、2014（H26）年度には「後見センター設立準備委員会」を設置、専門職団体と、オブザーバーに県高齢福祉課、県社協、家裁を迎え、2年間かけてセンターの業務内容や体制、市民後見人の養成とその支援体制に関する検討を行いました。

センターの委託先は、「福祉サービス利用援助事業を展開し、その取組の一環として成年後見制度の利用に係る相談支援にも携わる中で、権利擁護の取組に精通した職員が配置されることから、社会福祉協議会に設置することが望ましい」との指摘があり、西播磨地域のほぼ中心に位置するたつの市社協に委託することとなりました。

| 西播磨成年後見支援センター設立準備委員会 | |
|--------------------------------|---|
| ・ 予算は市民後見推進事業において、たつの市が一括して要求。 | |
| ・ 準備委員会の開催前月に、市町担当者で打合せを行う。 | |
| 平成26年度 | 内容 |
| 第1回 5月27日（火） | 準備委員会設置の経緯と規約 市民後見人養成等に係る考え方 |
| 第2回 7月29日（火） | センターのイメージの共有、センターの業務内容 |
| 第3回 9月30日（火） | センターのイメージの共有（まとめ） 市民後見人養成講座及びカリキュラム センター設立案 |
| 第4回 11月25日（火） | 法人後見、専門職後見、市民後見人の役割 センター委託に係る社会福祉協議会の手続き ※たつの市社会福祉協議会が受託することに合意 |
| 第5回 1月27日（火） | センター設立案（報告まとめ） |
| 第6回 2月23日（月） | センター設立案（中間報告） |
| 平成27年度 | 内容 |
| 第1回 5月26日（火） | 委託金の按分方法、センター仮称 センター設立に向けた検討報告書（仮称）の内容、センター運営協議会 ※4市3町がたつの市社会福祉協議会へ事業として委託することを説明 準備委員会報告書 |
| 第2回 7月28日（火） | |
| 第3回 9月2日（水） | 西播磨における後見等に係る体制の整備に関する意見書（まとめ） |

■西播磨成年後見支援センターの設立

現在4市3町は、たつの市社協と2016年に締結した協定のほか、毎年個別に社協と委託契約を結び、たつの市社協に西播磨成年後見支援センターを整備しています。なお、財政措置においては、今後実情に応じて変更する可能性も踏まえながら、当初は均等割と人口割それぞれ5割という設定となりました。

たつの市社協も、「センターを受託し、通常よりも業務の幅が広がることで、社協としての専門性がより深まれば」という思いより受託しています。



財政措置

- 法人後見・市民後見推進事業（地域医療介護総合確保基金による事業）を活用。
- 対象外経費については、各市町の一般財源を投入。
- 各市町の按分は、均等割（5割）と人口割（5割）

2. 市民後見人に関する業務について

市民後見人の養成・支援に関するセンターの業務としては、以下の5点が位置付けられています。

①市民後見人の養成

県の養成手引きを参考に基礎研修3日間、実践活動研修5日間、フォローアップ研修3日間のセットを年1回実施。

②市民後見人人材バンクの管理・運営

研修修了後、市民後見人としての資質があるか面接。また毎年市民後見人としての活動ができる状態か確認。あわせて年1回市民後見人及びその候補者との交流会を実施。

③市民後見人の監督、専門職との連絡調整

市民後見人の監督業務を社協が担う。選任初年

の半年間は、2週間に1回程度面接を実施。（半年経過後、被後見人が落ち着いたと判断した場合は月1回）。判断に迷う案件については、随時専門職へ連絡をとり対応。

④市民後見人の活動支援

市民後見人がスムーズに活動できるよう、マニュアルを作成、専門職を含めた支援体制を整備。

センターでは1年目に市民後見人向けマニュアルやパンフレットを制作する等、初年度の広報に特に力を入れた。

⑤受任調整会議

市民後見人の受任案件か否かを決定するため、関係者を招集し、会議を開催。

担当者より

4市3町の担当者協議を通じて、地域性も違い、住民の思いも異なる中で、それぞれの地域で同じような思いを持っている職員がこれだけいる、ということがわかり、「一緒にやっぺいこう、頑張ろう」という気持ちがわきました。

また、いろいろな情報を寄せて頂き、協議を通じて自分自身のノウハウも蓄積されました。そのネットワーク自体が財産です。



■参考URL 連絡先

たつの市社会福祉協議会 西播磨成年後見支援センター
TEL：0791-72-7294
URL：http://tatsuno.sakura.ne.jp/